第五十二期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	六、六四四、五八一
固定資産	三、〇一九、六六一
資産合計	九、六六四、二四二
負債及び純資産の部	
流動負債	四、八一二、〇六六
固定負債	二、二五二、二六四
株主資本	一、七一六、七一九
資本金	九六、〇二四
資本剰余金	四九、二〇五
資本準備金	一五、〇〇〇
その他資本剰余金	三四、二〇五
利益剰余金	一、五九六、四七八
利益準備金	二〇、二五六
その他利益剰余金	一、五七六、二二二
（うち当期純利益）	（一三七、六七三）
自己株式	△二四、九八八
評価・換算差額等	八八三、一九一
その他有価証券評価差額金	八八三、一九一
負債及び純資産合計	九、六六四、二四二

平成二十四年六月二十五日

大阪府大阪市中央区安土町一丁目五番一号

昭栄薬品株式会社

代表取締役社長　鐵野磨輝男

公益信託高島環境ボランティア基金第十五期決算公告

一、事業内容

長野県内の団体四団体に五七一、〇〇〇円の助成金を支給した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	一二、三九〇、六三六円
負債合計	〇円
正味信託財産	一二、三九〇、六三六円

平成二十四年六月二十五日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地

八　公益信託高島環境ボランティア基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託富士精機製作所福祉ボランティア支援基金第十四期決算公告

一、事業内容

長野県内の団体五団体に九〇、〇〇〇円の助成金を支給した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	四、六〇七、九三四円
負債合計	〇円
正味信託財産	四、六〇七、九三四円

平成二十四年六月二十五日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地

八　公益信託富士精機製作所福祉ボランティア支援基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託中村ものづくり奨学基金第八期決算公告

一、事業内容

全国の工学部系大学および信州大学大学院工学系研究科修士課程へ進学した個人および応募時に国立長野工業高等専門学校電子制御工学科・機械工学科四年次に在学した個人二十五名に計一五、〇〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	一九三、七〇二、五八五円
負債合計	〇円
正味信託財産	一九三、七〇二、五八五円

平成二十四年六月二十五日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地

八　公益信託中村ものづくり奨学基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託みまき技術振興奨学基金第四期決算公告

一、事業内容

全国の工学部系大学および信州大学大学院工学系研究科修士課程へ進学した個人および応募時に国立長野工業高等専門学校機械工学科・電気電子工学科・電子情報工学科四年次に在学した個人三十二名に計一九、二〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	一九、一五八、〇一四円
負債合計	〇円
正味信託財産	一九、一五八、〇一四円

平成二十四年六月二十五日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地

八　公益信託みまき技術振興奨学基金

受託者　株式会社八十二銀行

公益信託金子八郎奨学基金第三期決算公告

一、事業内容

全国の四年生大学および信州大学大学院へ進学した個人十名（内私費外国人留学生三名）に計八、〇〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	二九一、二三七、〇三七円
負債合計	〇円
正味信託財産	二九一、二三七、〇三七円

平成二十四年六月二十五日

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地

八　公益信託金子八郎奨学基金

受託者　株式会社八十二銀行

配当公告

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地ＮＴＦ竹橋ビル四階

破産者　株式会社信和総合リース

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年(フ)第二〇九三九号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる債権の総額

金一九、一七七、七三五、二八六円

一、配当することができる金額

金一、六三〇、一〇七、四七一円

平成二十四年六月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル六三一区　破産管財人　永島　正春

配当公告

金沢市八日市出町九〇〇番地

破産者　株式会社ジム

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十二年(フ)第一六八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、五三七、五一八、九四〇円

一、配当することのできる金額

金七一、三一四、三三四円

平成二十四年六月二十五日

石川県金沢市尾張町一丁目二番一号第一大手町ビル四階　破産管財人　西井　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市北本町西一丁目一八番地、最後の住所北海道岩見沢市稔町七一番地

一〇一　被相続人　亡　佐藤　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

事務所北海道岩見沢市四条西一丁目二番五号ＭＹ岩見沢ビル二階松村亮哉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松村　亮哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東旭川町倉沼一三九番地、最後の住所旭川市東旭川町倉沼一三九番地の一五　被相続人　亡　小北　定一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

旭川市本町二丁目四三七番地の二三七

相続財産管理人　司法書士　護摩堂武司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鳩岡崎三地割八五番地八、最後の住所岩手金北上市中野町三丁目二一番七号　グランデール中野一〇二号

被相続人　亡　畠山　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡旭村大字上内川一六六三番地、最後の住所横浜市南太田町字富士見町耕地九一番地　被相続人　亡　岡田　保教

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日

埼玉県越谷市越ケ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階　埼玉東部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木新一